

1 処分を受けた税理士

氏 名： 池澤 政男

登録番号： 第63570号

2 処分の内容

平成31年1月18日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の会長からの依頼を受け、事実を反することを認識しながら、関連会社に対する外注費を水増し計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。

(2) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。